

平塚市名義後援の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等（以下「団体等」という。）が行う事業及び行事（以下「事業等」という。）に対し、平塚市が名義後援を承認するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、名義後援とは、平塚市が事業等の趣旨に賛同し、経費（補助金を除く。）を負担せず、後援又は協賛の名義を使用させることをいう。

2 後援と協賛の区分については、原則として後援の使用を承認するが、特に主催者の要望があるときは、協賛の使用を承認することができる。

(承認申請)

第3条 平塚市の名義後援を受けようとする事業等の主催者は、事業等を実施しようとする日の15日前までに平塚市名義後援承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。ただし、過去に同様の事業等で名義後援を受けた事がある場合は、第3号、第4号及び第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業等実施計画書（事業等の目的及び内容が分かる書類）
- (2) 収支予算書（入場料、出品料、参加料その他費用を徴収する場合）
- (3) 団体等の会員名簿
- (4) 団体等の規約
- (5) 団体等の今までの活動状況のわかるもの

(承認基準)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいて審査し、その適否を決定し、平塚市名義後援承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 事業等の主催者が明らかであること。
- (2) 団体等の役員その他事業等関係者の住所及び身分が明らかであること。
- (3) 団体等又は事業等が、特定の政治的団体若しくは政治的活動又は特定の宗教団体若しくは宗教的活動と関係がないこと。
- (4) 広く市民を対象とした事業等であり、その目的及び内容が市民の福祉、教育、学

術、文化、体育等の向上発展に寄与するものであること。

- (5) 事業等が営利を目的としないもので、商業的行為及び活動をしないこと。
- (6) 事業等の開催の場所が、原則として市内であり、公衆衛生、災害防止等について十分の設備及び措置が講じられていること。
- (7) 市長が不相当と認めるものでないこと。

(承認条件)

第5条 市長は、名義後援するに当たり、必要な承認条件を付すことができる。

(事故等への対応)

第6条 事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等がその責任においてこれを処理するものとする。

(変更・中止の届出)

第7条 平塚市の名義後援を受けた事業等の主催者は、申請の内容に変更があった場合又は名義後援を受けた事業等を中止する場合は、速やかに平塚市名義後援承認事業等変更・中止届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(承認決定の取消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条に基づく名義後援承認の決定を取り消し、平塚市名義後援承認取消通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請内容の変更により事業等が第4条に定める承認基準を満たさなくなったとき又は承認基準を満たしていない事実が明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請により承認を受けたことが明らかになったとき。

2 前項の承認の取消により、名義後援承認が取り消された事業等については、直ちに平塚市の名義後援を受けている旨の表記の使用を中止するとともに、平塚市の名義後援を受けていると誤解を受けないように必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の承認の取消により団体等が損害を受けても市は、その賠償の責めを負わない。

(実施報告)

第9条 平塚市の名義後援を受けた事業等の主催者は、事業等の終了後30日以内に、平塚市名義後援承認事業等実施報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(庶務)

第10条 平塚市の名義後援に関する事務は、当該名義後援に係る事業等の内容と関係する事務を所管する課等が行い、関係する事務を所管する課がない場合は行政総務課が行うものとする。

2 名義後援の承認に係る決裁については部長決裁とする。ただし、過去に承認されたことのある事業等については課長決裁とする。

3 前項の場合においては、秘書課長、行政総務課長、行政総務課担当長及び担当者に合議をすることとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、名義後援の承認に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以降の申請に係るものから適用する。

附 則

1 この要綱は、決裁の日（平成25年4月16日）から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の規定により承認申請を行った事業等については、なお従前の例による。